

別記様式第1号（第3条関係）

災害時協力井戸登録申出書

年 月 日

野木町長 様

申出者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

㊞

野木町災害時協力井戸登録制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり災害時協力井戸の登録を申し出ます。

井戸の所有者 (上記申出者と同じ場合は記載不要)	住所又は所在地			
	氏名又は名称		電話番号	
井戸の管理者 (上記所有者と同じ場合は記載不要)	住所又は所在地			
	氏名又は名称		電話番号	
井戸の所在地	野木町大字			
井戸の位置	<input type="checkbox"/> 宅地内 (<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他 ()			
井戸の種別	<input type="checkbox"/> 電動式 (停電時の使用 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> 手動式 <input type="checkbox"/> 電動・手動式併用 (停電時の使用 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> つるべ式			
使用状況	<input type="checkbox"/> 日常的に使用している <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水 (洗濯、風呂等) <input type="checkbox"/> 事業、業務等 <input type="checkbox"/> かんがい用水 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 日常的に使用していない			
水量	<input type="checkbox"/> 日常的な使用において、水量が確保されている <input type="checkbox"/> 渇水時には、枯れることがある <input type="checkbox"/> 不明			
水質の状況	・色 <input type="checkbox"/> 無色 <input type="checkbox"/> その他 () ・臭い <input type="checkbox"/> 無臭 <input type="checkbox"/> その他 () ・濁り <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他 () ・味 <input type="checkbox"/> 無味 <input type="checkbox"/> その他 ()			
水質検査	<input type="checkbox"/> 定期的ではないが実施した (年 月頃) <input type="checkbox"/> 定期的に実施している (年に 回/直近: 年 月頃) ・検査項目 (<input type="checkbox"/> 10項目 <input type="checkbox"/> 50項目 <input type="checkbox"/> その他 () ・検査結果 (<input type="checkbox"/> 飲用可 <input type="checkbox"/> 飲用不可) <input type="checkbox"/> 実施していない			
公表の同意 (必須事項)	<input type="checkbox"/> 町担当課窓口、町広報紙、町ホームページ等に掲載 (公表事項: 氏名 (名称)、住所 (所在地)、井戸の所在地)			

○注意事項

- 1 □のある欄には、該当する□内にレ点をつけてください。
- 2 災害時協力井戸として登録された場合は、次の事項を遵守していただきます。
 - (1) 災害により水道が断水になったときは、町民等へ生活用水の円滑な提供に努めてください。ただし、停電等その他災害時協力井戸を活用することが困難な状況にあるときは、この限りではありません。
 - (2) 災害時協力井戸指定標識は、ご自宅の玄関等の見やすい場所に表示してください。
 - (3) 災害時協力井戸の登録期間は、災害時協力井戸の登録の決定を受けた日から3年です。ただし、登録機関満了日までに登録解除の申出がないときは、当該登録期間を3年更新するものとし、以後この例によるものとします。
 - (4) 町担当課窓口、町広報紙、町ホームページ等に公表することについて、必ず同意が必要となります。